

形質変更時要届出区域台帳

長崎市

整理番号	整-2016-1	指定年月日・指定番号	平成29年2月22日 形-17号	所在地	地番：長崎市神ノ島町三丁目526番8の一部	
調製・訂正年月日	平成29年2月22日調製、平成29年11月1日訂正、平成31年4月23日訂正、令和3年1月20日訂正					
形質変更時要届出区域の概況	下水処理場敷地			面積	2,700㎡	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨						
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類						
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由	公有水面の埋立により造成され、形質変更時要届出区域に指定された土地の近傍の土地において、30m格子等5地点均等混合方式により当初5区画を選定し調査した。その後、同方式により5区画を追加して選定し調査した。					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置						
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨	第58条第5項第11号に該当(埋立地特例区域)					
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	平成29年2月14日	砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物		含有量基準・ <u>溶出量基準</u> ・第二溶出量基準		西部環境調査(株)
	平成31年3月22日	砒素及びその化合物		含有量基準・ <u>溶出量基準</u> ・第二溶出量基準		基礎地盤コンサルタンツ(株)
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
	平成29年11月15日	平成31年2月28日	掘削、盛土及び既製杭打設	長崎市上下水道事業管理者	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	分別等処理
	令和3年1月27日	令和4年2月28日	土工及び既製杭打設	長崎市上下水道事業管理者	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	分別等処理
					有・無	